

入札・契約制度説明会

日時：令和8年3月23日（月）
①午前10時30分～
②午後 1時30分～
場所：金沢歌劇座 2階大集会室

次 第

- 1 入札・契約制度の改正等について
 - (1) 電子契約の導入について・・・P.2
 - (2) 工事費内訳書における労務費等の明示について・・・P.2
 - (3) 総合評価方式における評価項目の追加について・・・P.3
 - (4) 変動型最低制限価格制度の試行について・・・P.4
 - (5) 令和8年3月改定の公共工事設計労務単価（新労務単価）等について・・・P.4
 - (6) その他・・・P.5
- 2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項・・・P.6
- 3 建設業の働き方改革関連施策等の実施について・・・P.19

1 入札・契約制度の改正等について

(1) 電子契約の導入について

R8.1～ 実施済

令和8年1月より、下記のとおり電子契約を導入しています。

① 対象となる契約の種類等

予定価格200万円超（税込）の建設工事請負契約（変更契約・仮契約を含む）

② 契約する部署

監理課・企業局企業総務課・市立病院事務局

③ その他

対象となる場合は、公告や指名通知、見積依頼通知に電子契約可能な旨記載します。

電子契約を希望しない場合は、従来どおり、書面での契約も選択可能です。

※契約締結の流れ等の詳細は、金沢市監理課ホームページでご確認ください。

監理課> 業務案内> 入札・契約> 電子契約

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kanrika/gyomuannai/1/9/30245.html>

(2) 工事費内訳書における労務費等の明示について

R7.12～ 実施済

公共工事の入札及び契約適正化の促進に関する法律が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工のために必要な経費の記載が義務付けられました。

① 入札時に必要な内訳書 ※いずれも入札情報システム（PPI）に掲載

- ・『単抜き設計書』に単価及び金額を入力したもの（任意様式不可）
- ・『別記内訳書』に金額を入力したもの（内容が同様であれば、任意様式可） ※R7.12より追加

② 提出方法

上記2つのファイルをZIPファイルに圧縮し、電子入札システムに添付

1 入札・契約制度の改正等について

(3) 総合評価方式における評価項目の追加について

改正

令和8年度より、総合評価方式の評価項目に災害復旧工事の受注実績を追加します。

① 評価内容及び配点

下記条件に合致する災害復旧工事を、地域貢献度における災害活動等として評価項目に追加。

- 発注者：企業局及び市立病院を含む本市発注分
- 期 間：過去5年度（発注年度は含まない）に受注した工事
- 配 点：実績がある場合に0.5点 加点

② 変更後配点表 地域貢献度部分抜粋

	評価項目	評価内容	評価基準	配点
地域 貢 献 度	災害活動等	当該年度の金沢市との防災協定の締結の有無	締結有り	0.5
			締結無し	0
		かなざわ災害時等協力事業所の登録の有無	登録有り	0.25
			登録無し	0
		前年度の金沢市除排雪委託契約の締結の有無（土木・舗装に限る。）	締結有り	0.5
			締結無し	0
		前年度の金沢市内での災害・ボランティア等に関する活動の実績の有無	実績有り	0.25
			実績無し	0
		(追加) 過去5年間の金沢市発注の災害復旧工事の受注実績の有無	実績有り	0.5
			実績無し	0

1 入札・契約制度の改正等について

(4) 変動型最低制限価格制度の試行について …… 令和8年度も試行を継続

(5) 令和8年3月改定の公共工事設計労務単価（新労務単価）等について

R8.3～適用

① 適用開始時期

令和8年3月以降に公告した案件から新労務単価を適用しています。（一部、旧労務単価含む）

② 新労務単価等の適用に伴う特例措置について

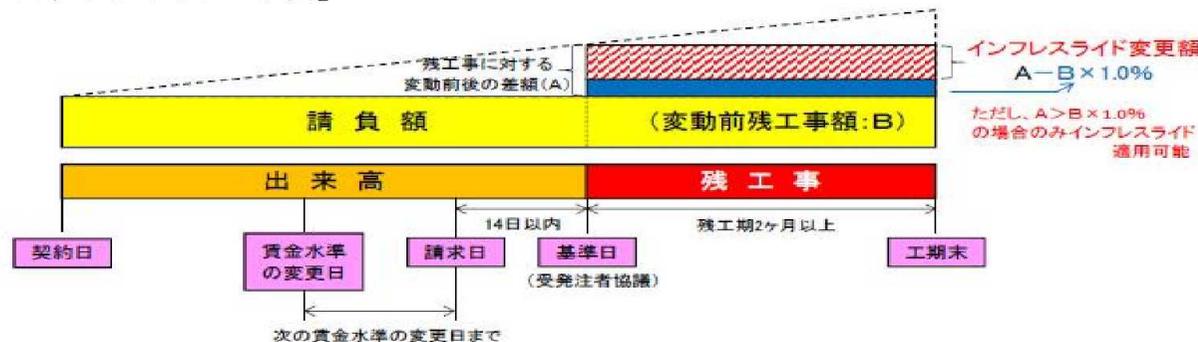
新労務単価の適用に合わせて、旧労務単価で予定価格を積算し、令和8年3月1日以降に契約した工事については、新労務単価に基づき請負契約を変更する特例措置を適用しています。

③ インフレスライド条項の運用について

新労務単価の上昇等に伴い、令和8年2月28日以前に契約した工事のうち、次の要件を満たすものについては、インフレスライド条項を運用することとします。

- ・ 残工事が基準日から2か月以上あること。
- ・ 変更請求概算額が概算残工事請負代金額の1%を超えていること。

【インフレスライドのイメージ図】



注) 基準日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更協議を請求した日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日。

申請等手続きについては設計担当課へお問い合わせください。

1 入札・契約制度の改正等について

(6) その他

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令等が改正されたことから、以下のとおり改正を実施します。

① 発注見通しの公表対象額の引上げ 改正

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、令和8年度より、発注見通しの公表対象額が250万円以上から、400万円以上に変更となります。

② 小額工事等の対象額の引上げ R7 実施済

地方自治法施行令の改正に伴い、小額工事及び簡易小額工事の対象額を次のとおり引上げています。

種別	変更前	変更後	変更日
小額工事	50万円超 ～ 130万円以下	80万円超 ～ 200万円以下	R7.4.1
簡易小額工事	～ 50万円以下	～ 80万円以下	R7.7.1

(注意) 見積書提出の際は、一式の見積ではなく標準様式（金沢市監理課HPに掲載）を参考に、数量・単価等の積算の根拠がわかるもの（積算内訳書）を添付してください。

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項

(1) 各種書類のペーパーレス化・電子化について

R6.4～ 実施済

① 質疑書及び入札参加資格審査書類

質疑書及び入札参加資格審査書類については、電子メールで提出してください。

- ・ 送付先及び送付件名：入札公告に記載
- ・ ファイル形式：PDF
- ・ 様式：自由（押印は不要ですが、記名（社名・代表者職氏名の記載）が必要です。ペーパーレス化に伴い、**記名漏れの質問が多く見受けられます。**ご注意ください。）

※質疑書については、送達確認のため、送付後には必ず監理課工事契約係等、各発注者まで電話連絡をお願いいたします。

※入札参加資格審査書類の添付資料は、入札参加条件を満たすことがわかる最低限の資料で結構です。

② 保証事業会社に係る契約保証等

保証事業会社（東日本建設業保証(株)など、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定する保証事業会社）に係る保証証書については、保証事業会社が指定する「電子証書等閲覧サービス」を利用した電子保証を可能とします（従来どおり紙での提出も可能）。

- ・ 受注者：取得した認証キーを発注者に電子メールで送信
- ・ 発注者：電子証書の閲覧を電子保証プラットフォーム上で確認

※現在、保険会社による履行保証保険等は電子保証の対象外としていますが、「保証証券等確認システム」を利用した電子保証の利用について検討しています。方針が決まり次第ホームページ等でのお知らせを実施いたします。

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項

(1) 各種書類のペーパーレス化・電子化について

R7.4～ 実施済

③ 契約時の「現場代理人・主任（監理）技術者選任届」の添付資料の省略について

契約締結時の3か月雇用確認書類については、落札候補となった際の、資格審査時に確認していることから、添付不要です。

（注）議会案件及び特定随意契約については、現行どおり提出が必要です。

④ ペーパーレス化・電子化の拡大について

以下の資料について、紙による提出ではなく、電子メールでの提出に変更します。

○特定建設工事共同企業体協定書（副本）

○共同企業体の構成員から代表者に宛てた委任状

- ・送付先及び送付件名：入札公告に記載
- ・ファイル形式：PDF（押印したものをスキャンして送付）

○総合評価方式に係る技術資料

- ・送付先及び送付件名：技術資料作成要領に記載
- ・ファイル形式：PDF（押印不要）

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項

(2) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

R7.2 改正済

令和7年2月より、建設工事に係る技術者の専任等に係る取扱いが下記のとおり改正されています。

- 工事現場に**監理技術者の配置**が必要な**下請金額**の合計 **5,000万円以上**
(建築一式工事は **8,000万円以上**)
- 主任（監理）**技術者**を工事現場に**専任で配置**することが必要な**契約額** **4,500万円以上**
(建築一式工事は **9,000万円以上**)
- 現場代理人**の工事現場への**常駐義務が緩和**される**契約額** **4,500万円未満**
(建築一式工事は **9,000万円未満**)

主任（監理）技術者の兼務に関する取扱いについて

金沢市が発注する建設工事における主任（監理）技術者について、次のとおり兼務を認めます。

① 密接な関係のある工事に係る主任技術者の兼務（H25.2～）

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、原則2件程度まで（令和6年能登半島地震に係る災害復旧工事（以下、「災害復旧工事」という。）を含む場合は3件まで）主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が10 km
程度の近接した場所にある場合

ただし、次の工事は兼務を認めません。

- ・新工法を採用した工事
- ・第三者に対する影響が大きい工事
- ・施工条件が厳しい工事
- ・トンネル、橋梁などの重要構造物工事
- ・監理技術者の配置を要すると見込まれる工事（下請金額の合計が5,000万円（建築一式工事は、8,000万円）以上）等

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項

(2) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

主任（監理）技術者の兼務に関する取扱いについて

金沢市が発注する建設工事における専任の主任（監理）技術者について、次のとおり兼務を認めます。

② 情報通信技術を活用した主任（監理）技術者の兼務（R6.12～）

以下の全てを満たす場合は、2件まで主任（監理）技術者の兼務を認めます。

- ・ 各工事の請負金額が1億円未満（建築一式は2億円未満）であること。
- ・ 工事現場間の距離が一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ、移動時間が概ね2時間以内であること。
- ・ 各建設工事の下請次数が3次までであること。
- ・ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）を工事現場ごとに配置できること。
- ・ 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術（建設キャリアアップシステム等遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム）の措置を講じること。
- ・ 人員配置の計画書を作成し、現場に備え置くと共に営業所において保存すること。
- ・ 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ、当該機器を利用可能な環境が確保されていること。

※ 営業所専任技術者についても、当該営業所において締結された工事で、上記全てを満たす場合（ただし「工事現場間の距離」を「営業所から当該工事現場までの距離」と読み変える）は、1件まで専任工事に係る主任（監理）技術者の兼務を認めます。

(2) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

主任（監理）技術者の兼務に関する取扱いについて

金沢市が発注する建設工事における専任の主任（監理）技術者について、次のとおり兼務を認めます。

③ 監理技術者補佐を配置した場合の監理技術者の兼務（R4.4～）

以下の全てを満たす場合は、2件まで監理技術者の兼務を認めます。

- ・ 予定価格が3億円未満（営繕工事（建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。）にあつては2億円未満）であること。
- ・ 兼務する工事がいずれも金沢市が発注するものであること。
- ・ 工事現場間の距離が概ね10km以内であること。
- ・ 監理技術者が、工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- ・ 工事の規模や施工の難易度等から、監理技術者の兼務が認められないと判断される工事でないこと。
- ・ 兼務する工事毎に監理技術者補佐（※）を専任で配置すること。

※ 監理技術者補佐は次のすべてを満たす者であること。

- ・ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・ 主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補の資格を有する者又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
- ・ 監理技術者との間で常に連絡がとれる体制であること。
- ・ 監理技術者補佐が行う業務について発注者に説明ができること。

(2) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

主任（監理）技術者の兼務に関する手続きについて

・主任（監理）技術者の兼務に関する条件の明示について

①及び③に係る主任（監理）技術者の兼務については、兼務が認められる工事であるか否かについて、工事毎の特記仕様書において条件を明示します。

・主任（監理）技術者の兼務承認申請について

現在施工中の工事に専任で配置している主任（監理）技術者を、別の工事にも主任（監理）技術者として配置しようとする場合、兼務承認申請により、その承認を受ける必要があります。

（申請様式） ※入札情報システムに掲載

- ・ 技術者の兼務承認申請書（様式1）
落札候補者となった際に、競争参加資格確認申請書と同時に提出
- ・ 技術者の兼務に係る事前審査申請書（様式2）
競争参加申請書提出締切日までに提出（希望者のみ）

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項

(2) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

現場代理人の配置について

金沢市が発注する建設工事においては、請負契約約款（第10条第2項）により、現場代理人の工事現場における常駐配置を義務付けています。

① 現場代理人の常駐義務の緩和要件について

金沢市が発注する建設工事において、次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の常駐義務の緩和を認めます。

契約額が4,500万円（建築一式工事については9,000万円）未満の工事であること

かつ

工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに工事現場に戻ることができること

かつ

発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること

なお、上記に関わらず、契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入若しくは仮設工事等が開始されるまでの期間又は工事の全部の施工を一時中止している期間等については、発注者との打合せ等により期間が明確になっている場合に限り、常駐を要しないものとします。

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項

(2) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

現場代理人の配置について

② 常駐義務が緩和された場合の現場代理人の兼務について

①により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。ただし、災害復旧工事については、契約額が4,500万以上でも兼務可能とします。

- ・ 兼務する工事が概ね2、3件程度であること。ただし、災害復旧工事を含む場合は5件まで（災害復旧工事以外の工事は3件まで）兼務可。
- ・ 兼務する工事の現場の移動時間が概ね30分以内又は金沢市内で施工中の工事であること。

(具体例)	区分	移動時間	判定
市内 ⇔ 市内	市内 ⇔ 市内	不問	○ 兼務可
市内 ⇔ 市外	市内 ⇔ 市外	30分以内	○ 兼務可
市内 ⇔ 市外	市内 ⇔ 市外	30分超過	× 兼務不可

※石川中央都市圏で条件が合致すれば兼務可。ただし、白山市発注分は兼務要件を市内に限定しているため除外。

- ・ 契約額が4,500万円（建築一式工事については9,000万円）以上の他の工事現場の主任（監理）技術者でないこと。
- ・ 現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、9,000万円未満であること。ただし、災害復旧工事については契約額の合計に含めない。

(2) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

現場代理人の配置について

③ 現場代理人の兼務承認申請について

現在施工中の工事に配置している現場代理人を、金沢市発注工事にも現場代理人として配置しようとする場合、兼務確認申請により、その確認を受ける必要があります。

（申請様式） ※入札情報システムに掲載

- ・ 現場代理人の兼務確認申請書（様式3）

落札候補者となった際に、競争参加資格確認申請書と同時に提出

④ 主任（監理）技術者の兼務が承認された場合の現場代理人兼務申請について

同一の請負契約で「現場代理人」と「主任（監理）技術者」を兼務している技術者について、他の工事の主任（監理）技術者との兼務が承認された場合は、当面の間、当該現場代理人についても、①及び②にかかわらず、当該承認の範囲で兼務することができます。

(3) 電子入札について

① 認証カードの切替

- ・ 会社名、代表者名又は住所が変更になった場合は、入札参加資格申請内容変更届出書を提出するとともに、認証カードの切替えをしてください。また、変更届出書の監理課提出日から認証カード切替日までの期間は、紙入札で参加してください。
- ・ 認証カードの切替は、入札開始日時から開札日時までは絶対に行わないでください。開札に支障が出る場合があります。

② 入札額の訂正不可

入札額を誤って送信した場合は、訂正できません。万一誤って送信した場合、入札を無効にすることはできませんので、金沢市監理課までご連絡ください。入札無効届の提出が必要となります。

③ 工事費内訳書について

工事費内訳書の提出前に計算誤りのないこと、また入札額と一致していることを必ず確認してください。

④ 操作で不明な点の問い合わせ先

電子調達コールセンター（ヘルプデスク） TEL：0570-011-311

受付時間：平日の9：00～18：00

(4) 契約締結について

① 契約締結の期限

落札決定日を含めて7日以内です。

(例) 火曜日に落札決定 → 翌週の月曜日まで

月曜日に落札決定 → 同じ週の金曜日まで

② 着手日の設定（余裕期間制度対象工事を除く。）

契約締結日を含めて7日以内で設定してください。

③ 契約保証金の納付

・原則、契約金額（税込）の10%以上の納付が必要です。ただし、金沢市契約規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができます。

・損害保険会社の履行保証保険に入る場合は、以下の点に注意してください。

ア 保証期間の開始日は契約締結日（着手日ではありません。）

イ 前金払の有無（本市との契約で前払金対象工事であれば「有」とする。請求の有無ではありません。）

ウ 定額てん補（×実損てん補）

・現金又は小切手で納付した契約保証金の還付手続きは、検査終了後、領収証書及び請求書を金沢市監理課まで提出してください。また、銀行の保証書の返還手続きには、保管証書、請求書及び契約保証（担保）返還受領書が必要です。

④ 収入印紙の額

契約書に貼付する収入印紙の額は、税抜の落札金額を基準に判断してください。

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項

(5) 下請契約に係る注意事項（金沢市工事請負契約約款第7条関係）

- ・ 工事の一部を第三者に請け負わせる場合及び原材料等の購入に当たっては、市内中小企業を優先して選定するよう努めること。
- ・ 市内業者以外の者と下請契約を締結する場合は、その者を下請負人として選定した理由を記した文書「下請負人選定理由書」1部を監督員へ提出すること。
※「市内業者以外の者」とは金沢市内に本店を有しない全ての業者です。金沢市内に営業所や支店のみを設置している者は「市内業者以外の者」に該当します。
- ・ 下請代金や支払条件の決定に当たっては、元請人が自己の取引上の地位を不当に利用して、下請人を経済的に圧迫するような取引等を強いることがないようにすること。
- ・ 下請契約を締結した際は、速やかに施工体制台帳及び契約書類を監督員へ提出すること。
- ・ **建設業法第16条（下請契約の締結の制限）の遵守**

(6) 社会保険未加入者対策

- ・ 下請契約のあるものについては施工体制台帳で下請業者の社会保険への加入状況を 確認しています。なお、社会保険への未加入が確認された場合は元請業者に対し、下請業者の社会保険への加入を勧めるよう指導します。また、一次下請契約を社会保険等未加入者と締結することを禁止しています。社会保険等未加入者との契約締結があった場合は罰則等の措置を行う場合があります。
- ・ 下請契約がある場合は、施工体制台帳の提出が必須です。（平成27年度から）

(7) ホームページについて

発注計画等の入札に関する情報や監理課からのお知らせを随時掲載します。

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/11273.html

(8) 検査等について

① 立入調査

- ア 現場代理人・技術者・工事に必要な関係書類の確認を行いますので、ご協力をお願いします。
- イ 下請人が社会保険に加入していただくよう指導してください。

② 成績評定

金沢市工事成績評定要領及び工事成績採点表（金沢市監理課HPで公開）により実施しています。

③ 安全管理

工事現場における労働災害、事故を防止するためには社員や下請人への安全管理教育の徹底を図り、事故や災害のない良好な施工管理体制の確立に努めてください。

④ 建退協の掛金収納書

建退協の掛金収納書の提出先は各工事の監督員となります。契約締結後、原則1か月以内に、「建設業退職金共済制度掛金収納書」（金沢市HPで公開）に掛け金収納書の原本を添付して提出してください。

また、工事検査時に「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」（金沢市HPで公開）を合わせて確認しますので、提出してください。

3 建設業の働き方改革関連施策等の実施について

令和8年3月
都市整備局都市計画課
設計技術管理室

公共工事において、担い手の確保や生産性の向上に資する働き方改革関連施策等を実施し、建設業の持続性確保を図る。

(継) 週休2日工事の実施 【土木・営繕工事】R元～

- ・ 災害復旧（緊急復旧）を除く全ての工事を、週休2日（発注者指定型）対応とする。
- ・ 原則、週単位とし、現場閉所が困難な期間限定工事等は、交替制（営繕工事を除く）として実施する。

(継) 余裕期間制度モデル工事の試行 【土木・営繕工事】R3～

- ・ 契約から工事着手までの余裕期間を設定して発注し、工事の始期（着手日）及び終期（完成日）を受注者が設定できる制度（フレックス方式）。
 - ・ 余裕期間内（契約日から着手日）の技術者の配置は不要。
- 〔対 象〕発注者が指定する工事



3 建設業の働き方改革関連施策等の実施について

(継) 情報共有システムの本格導入 【営繕工事】R7～（土木工事は導入済）

- ・ インターネットを介して受発注者間で工事に関わる書類やデータをやり取りする情報共有システムを、営繕工事において本格導入済。

〔対 象〕 土木工事：設計金額5百万円以上の工事
営繕工事：設計金額5千万円以上の工事

〔計上方法〕 共通仮設費に積上げ計上（土木工事は共通仮設費率分にて計上）

(継) ICTモデル工事の実施 【土木工事】R6～

- ・ 建設現場の生産性向上を図るため、ICTモデル工事を実施する。

〔対 象〕 令和8年度：大規模工事1件
小規模工事3件（測量作業におけるICT導入）

(継) イメージアップ工事看板設置費を計上 【土木・営繕工事】R3～

〔対 象〕 土木工事：当初設計額1,500万円以上の工事
営繕工事：当初設計額2,000万円以上の工事
（それぞれ対象外の工事は任意実施）

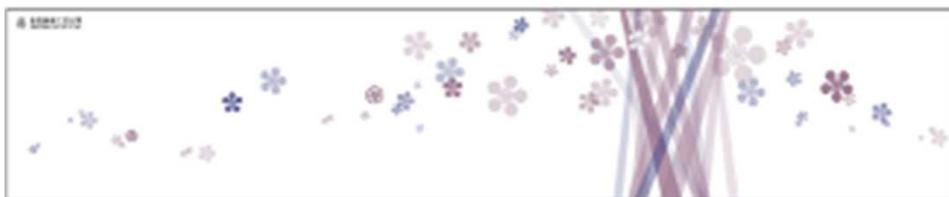
〔計上方法〕 土木工事：現場環境改善費にて対応
営繕工事：共通仮設費に積上げ計上

※R7.10.1～ 新たなイラストの採用



(継) イメージアップデザイン設置費を計上 【土木・営繕工事】R 5～

- ・ 仮囲いや足場シート等にイメージアップデザインを設置する費用を計上する。



1) 仮囲い、足場シートへの設置

〔対 象〕 当初設計が土木工事3千万円（営繕工事5千万円）以上の工事で仮囲い又は足場シートを施工する工事

〔計上方法〕 共通仮設費に積上げ計上

2) 単管バリケードへの設置

〔対 象〕 受発注者が希望する工事

〔計上方法〕 土木工事：現場環境改善費にて対応

営繕工事：共通仮設費に積上げ計上（受注者希望の場合は受注者負担）

※金沢市発注工事以外（民間工事等）でも設置可能。

（事前の届出が必要。ただし、金沢建設業協会及びその協会員は届出不要）

(継) 「工事書類のスリム化の手引き」の策定 【土木・営繕工事】R 7～

- ・ 工事書類を必要最小限に簡素化するとともに、受発注者間の役割分担を明確化し、現場技術者の負担軽減を図る。
〔実施内容〕 施工計画書、施工体制台帳、段階確認・材料検査、完成書類 など

(継) 現場環境改善費の計上 【営繕工事】R 7～（土木工事は計上済）

- ・ 周辺住民の生活環境への配慮や、労働者の作業環境の改善など、建設工事現場の環境改善を図る。
〔対 象〕 土木工事：原則全ての工事（実施が困難なもの及び効果が期待出来ないもの除く）
営繕工事：設計金額5千万円以上の工事（複数工事の場合は、主たる工事に計上）
〔計上方法〕 共通仮設費に積上げ計上（土木工事は共通仮設費率分にて計上）

(継) 快適トイレ設置工事 【土木・営繕工事】R 3～

- ・ 標準仕様を満たした「快適トイレ」を最大2基計上する。
（当初設計に1基計上、男女別に設置する場合は変更設計にて1基追加）
〔対 象〕 土木工事：当初設計3千万円以上の全ての工事
営繕工事：当初設計5千万円以上の全ての工事
※ 設置の必要がない工事は対象外

(新) 3次元モデル（BIM）の活用の試行導入 【営繕工事】R 8～

- ・ 3次元CG等の活用による設計・施工手間の削減に伴う、施工効率の向上など、建設現場での生産性の向上を図る。

〔対 象〕 発注者が指定する委託設計業務

今後、営繕工事においても試行導入の予定

〔計上方法〕 発注者指定型：発注者負担（共通仮設費に積上げ計上）

(改) 現場確認のリモート化（遠隔臨場） 【土木・営繕工事】R 3～

- ・ モバイル端末による映像と音声の双方向通信を利用して、段階確認、材料検査、立会いを行う。

〔対 象〕 発注者が指定する工事及び受注者が希望する工事（工事の品質に重大な影響を及ぼさないなどの工事特性を踏まえ、受発注者間の協議が整った工事）

〔計上方法〕 発注者指定型：発注者負担

受注者希望型：受注者負担

3 建設業の働き方改革関連施策等の実施について

(継) 熱中症対策に資する経費の計上 【土木工事】 R 3～

- ・ 工事現場の熱中症対策のうち現場環境改善費等に計上できない費用を計上する。
〔費用〕 熱中症対策にかかる光熱費、水分・塩分の補給、熱中症対策に特化した安全訓練、労働者の熱中症の体調管理等の費用
〔対象〕 受注者が希望する工事
〔計上方法〕 変更設計にて計上
- ・ 営繕工事については、「一般的な熱中症対策」に係る費用は、積算基準に定める共通費の率により算定。
- ・ R7.6.1に労働安全衛生規則が改正、事業者に対し熱中症の重篤化を防止するための措置が義務付けられた。

(継) 実勢を踏まえた予定価格の設定 【営繕工事】 R 7～

- ・ 特殊な建築物など、公共単価による予定価格と見積価格に乖離がみられ、能登半島地震後の社会情勢を踏まえた**暫定措置**として、一部工種（左官など）において見積価格の採用を実施する。

(継) 奨学金返還支援制度の拡充 R 4～

- ・ **建設業を含む**市内中小企業の人材確保を図るため、従業員の奨学金返還支援制度を実施する企業に対し返還支援額の一部を助成する。

〔対象企業〕 資本金3億円以下or労働者数300人以下の企業等 ※建設業の場合

〔対象従業員〕 30歳未満の新卒者及び県外からの転職者

〔助成期間〕 従業員1人につき10年間

〔補助率〕 2/3（上限額：従業員1人あたり16万円/年、1企業あたり160万円/年）

参考）担当課：金沢市商工労働課「金沢市中小企業人材確保奨学金返還支援助成金」